

定 款

一 般 財 団 法 人 同 仁 会

一般財団法人 同仁会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人同仁会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県千葉市に置く。

2 この法人は、評議員会の決議によって、これを変更又は廃止することができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、千葉大学における医学の研究を奨励助成し、同時に附属病院の患者に対する支援を行うと共に利便性の高い療養空間を提供し、且つ、職員学生の学事研修等に便宜を与え、もって医学の振興と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学研究の奨励及び助成事業
- (2) 大学病院運営助成事業
- (3) 患者支援事業
- (4) 入院患者用食事供給事業
- (5) 職員及び学生に対する福利厚生事業
- (6) 大学病院からの委託事業
- (7) 入院療養に必要不可欠の諸施設の便宜の供与事業
- (8) 銀行代理業、銀行代理業に係る業務
- (9) 保険薬局事業
- (10) 施設警備に係る請負事業
- (11) 研修医宿舎管理運営事業
- (12) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (13) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 9 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(余剰金の分配)

第10条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人（又はその子法人）の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関する必要事項は、評議員会の決議により別に定める報酬並びに費用に関する規定による。

第 5 章 評議員会

（評議員会の構成）

- 第15条 評議員会は、全ての評議員によって構成する。

（評議員会の権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等
 - (4) 役員等に対する報酬等の支給基準
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から議長が指名する者1名及び出席した理事の中から選任された者1名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員及び顧問

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 3名以上6名以内
- (3) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事の内1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事のうち3名以内を業務執行理事とする。
- 4 理事長補佐のため常務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第24条 会長は、評議員の中から互選により選定し、理事会において推戴する。

- 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

(会長の職務)

第25条 会長は、この法人の儀典及び儀礼文書等に関しこの法人の名誉を代表する。

- 2 会長は、この法人の法律上の代表権を持つことはできない。
- 3 会長は、無報酬とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事及び業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度6月及び2月に開催される理事会において、自己の職務執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 その他法令に定められた職務を行うことができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額のうち法令に定める最低責任限度額を超える部分については、理事会の決議により一部または全部を免除することができる。

2 この法人は、同法第115条でいう非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(顧問の設置)

第33条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応ずる

(2) 理事会からの諮問事項に対して参考意見を述べる

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。

第 7 章 理事会

(理事会)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、毎事業年度6月及び2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故あるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、千葉大学に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所用の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法による。

(備付け書類及び帳簿)

第48条 この法人の主たる事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員会及び理事会の議事録
 - (3) 事業計画及び収支予算の書類
 - (4) 事業報告及び決算の書類
 - (5) 公益目的支出計画実施報告書
 - (6) 監査報告書
 - (7) 役員等の報酬等規定
 - (8) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。

- (1) 第1号の書類 永年
 - (2) 第2号の書類 議事録については、評議員会及び理事会の日から10年間
 - (3) 第3号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間
 - (4) 第4号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
 - (5) 第5号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
 - (6) 第6号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
 - (7) 第7号の書類 当該書類作成後5年間
 - (8) 第8号の書類及び帳簿 法令で定める期間
- 3 第1項に掲げる書類及び帳簿等の閲覧等については、法令の定めによるもの他、第11章第47条第2項の定めるところによるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第 12 章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付 則

- 1 この定款は平成23年4月1日から施行する。
変更条項 ・ 第4条第1項第10号
・ 別表 基本財産（第5条関係）

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等
定期預金（千葉興業銀行本店）	10,277,933円

付 則

- 1 この定款は平成25年7月1日から施行する。
変更条項 ・ 第12条第4項

付 則

- 1 この定款は平成26年7月1日から施行する。
変更条項 ・ 第7条第1項
・ 第17条第1項

付 則

- 1 この定款は平成28年7月1日から施行する。
変更条項 ・ 第23条第1項第2号

付 則

- 1 この定款は平成30年7月1日から施行する。
変更条項 ・ 第31条及び第32条 新設
・ (旧)第31～49条 条文番号を繰り下げ 第33～51条へ変更

付 則

- 1 この定款は令和元年7月1日から施行する。
変更条項 ・ 第4条第1項第12号 追加
・ (旧)第12号を第13号へ繰り下げ